

横浜環境活動賞審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年3月1日 環創政第 907 号
最近改正 令和6年3月 22 日 環創政第 1744 号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)第4条の規定に基づき、横浜環境活動賞審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 企業経営の経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選されておらず、かつ、その職務を代理する者が指名されていないとき、若しくは委員長及びその職務を代理する者にとともに事故があるとき、又は委員長およびその職務を代理する者がともに欠けたときの委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、同条ただし書各号に該当する場合は、この限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みどり環境局公園緑地部環境活動事業課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第2条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年10 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。